

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前 略) (俸給の特別調整額) 第12条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者(指定職俸給表適用者を除く。)に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。 (後 略)			(俸給の特別調整額) 第12条 (同 左)		
別表第1～8 (略) 別表第9 俸給の特別調整額表(第12条関係)			附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 別表第1～8 (同 左) 別表第9 俸給の特別調整額表(第12条関係)		
職名	支給額	備考	職名	支給額	備考
(略)			(同 左)		
研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長 副研究科長、副学館長及び附属の教育研究施設の長	240,000円 50,000円	(総長が指定するものに限る。)	研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長 副研究科長、副学館長及び附属の教育研究施設の長	240,000円 50,000円 40,000円 30,000円	(総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。)
附置研究所 研究所長 副所長及び附属の研究施設の長	240,000円 50,000円	(総長が指定するものに限る。)	附置研究所 研究所長 副所長及び附属の研究施設の長	240,000円 50,000円 40,000円 30,000円	(総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。)
(略)			(同 左)		
医学部附属病院 病院長 副病院長	240,000円 50,000円	(総長が指定するものに限る。)	医学部附属病院 病院長 副病院長	240,000円 50,000円 40,000円 30,000円	(総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。)
看護部長 副看護部長 薬剤部長	100,000円 60,000円 60,000円	(総長が指定するものに限る。)	看護部長 副看護部長 薬剤部長	100,000円 60,000円 60,000円	(総長が指定するものに限る。)
(略)			(同 左)		
国際高等教育院 教育院長 副教育院長	240,000円 50,000円		国際高等教育院 教育院長 副教育院長	240,000円 50,000円 40,000円 30,000円	(総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。)
(略)			(同 左)		

改正前			改正後		
高等研究院 研究院長 副研究院長	240,000 円 50,000 円		高等研究院 研究院長 副研究院長	240,000 円 50,000 円 40,000 円 30,000 円	(総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。)
(略)			(同 左)		
<p>1 研究科長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に70,000円を加算する。</p> <p>2 この表(欄外4を含む。)により俸給の特別調整額の支給を受ける者が学系長を兼ねるもの(学系長として俸給の特別調整額の支給を受ける場合を除く。)に対しては支給額に10,000円を加算する。</p> <p>3 学系長が学域長を兼ねるものに対しては支給額に20,000円を加算する。</p> <p>4 その他特に総長が指定するものに対して支給する。</p>			<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(同 左)</p>		
別表第10・11 (略)			別表第10・11 (同 左)		